社会福祉法人なかさと福祉会

特別養護老人ホーム七川荘短期入所事業所運営規程

平成11年8月3日　制定	平成12年3月30日　改正	平成12年10月31日　改正
平成14年5月23日　改正	平成15年3月28日　改正	平成17年1月28日　改正
平成17年9月16日　改正	平成18年3月28日　改正	平成20年3月27日　改正
平成20年5月27日　改正	平成26年2月26日　改正	平成26年9月17日　改正
平成31年3月14日　改正	令和6年3月6日　改正	令和6年10月30日　改正

この運営規程は、社会福祉法人なかさと福祉会が開設する特別養護老人ホーム七川荘（以下「事業所」という。）において行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「短期入所サービス」という。）の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第１条　病気や怪我などにより、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある者に対してその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを行う。

この事業は、介護保険法、老人福祉法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復・日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるよう適正な短期入所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　短期入所サービスを、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

２　事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（短期入所サービスの一体的運営）

第２条の２　短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業は同一の事業所

において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）事業所の名称　　特別養護老人ホーム七川荘

（２）事業所の所在地　新潟県十日町市上山己2739番地

（利用定員）

第４条　事業所の利用定員は、１０人とする。

２　前項の他、本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、短期入所サービスに利用できるものとする。

（従業員の職種、員数　及び職務の内容）

第５条　事業者は管理者及び職員を特別養護老人ホーム職員のうちから兼務で次のとおり配置し、職務内容を次により定める

（１）管理者　１人（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

・事業運営の管理について、適切な資質を有するものとする。

・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行なうなど、適切に実施できるよう、総括する。

・短期入所生活介護計画を作成し、作成した計画の内容を利用者又はその家族に対して説明を行い、必要に応じて計画を変更する。併せて、短期入所生活介護の利用申込に関わる調整や、短期入所生活介護従事者に対する技術指導などのサービス内容の管理を行う。

（２）短期入所生活介護従事者

・医師　　１人（嘱託、特別養護老人ホームと兼務）

・生活相談員　　１人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

・看護師　　３人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

・介護員　　１７人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

・機能訓練指導員　　１人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

・栄養士　　１人以上（常勤、特別養護老人ホームと兼務）

・指定短期入所生活介護事業従事者は作成された短期入所生活介護計画に従い、短期入所生活介護を実施する。

（従事者の資格）

第６条　当該短期入所生活介護事業に関わる職員のうち次の職種については資格要件をみたさなければならない。

（１）　看護職員は、看護師、准看護師のうちいずれかの資格を有する者とする。

（２）　機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師及び、あん摩マッサージ指圧師等の資格を有する者とする。

（短期入所生活介護の内容）

第７条　提供する短期入所サービスの内容は次のとおりとする。

（１）入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話

①　食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮すると共に、適切な時間に設定する。また、利用者の自立支援に配慮し離床して食堂での食事に努める。

②　入浴は、１週間に２回以上実施する。

③　適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、適切におむつ交換をする。

④　離床、着替え、整容等日常生活上の世話を適切に行う。

（２）機能訓練

・　利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。

（３）健康管理

・　医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のため適切な措置を取る。

・　医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要事項を記載する。

（４）相談及び援助

・　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（５）その他のサービス

・　レクリエーション等

２　短期入所サービスは、利用者の要介護状態、要支援状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

３　短期入所サービスを行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利

用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。

4　短期入所サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

5　短期入所サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

6　事業所は、自ら提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（利用料その他の費用の額）

第８条　短期入所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とし、サービスが法定代理受領サービスでない場合であって、要介護、要支援認定の申請をした利用者が認定の結果、自立となった場合には、予防併設短期生活介護Ｉ１の額を利用料とする。

2　その他の利用料金

（１）食事提供費用	朝食		４００円
	昼食		５２５円
	夕食		５２０円
（２）滞在費	１日につき	従来型個室	１，２３１円
		多床室	９１５円
（３）理美容料	１回につき		実費
（４）お茶、おやつ代	１日につき		１００円
（５）利用者が選定する特別な費用			
イ　バスハイク費用			実額
ロ　衣料品等購入費用			実額

3　前条第１項及び第２項に定める費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4　そのほか、新たに費用の徴収が必要となった場合や変更となった場合には、その都度入所者又はその家族に対して説明し、同意を得たものに限り徴収する。

５　利用者の都合により、サービスの利用を中止する場合には、キャンセル料を徴収できるものとする。
６　利用料など重要な事項については、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）
第９条　通常の送迎を実施する地域は次のとおりとする。
十日町市、津南町

（サービス利用にあたっての留意事項）
第10条　サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。
（１）サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
（２）担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
（３）サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
（４）サービスの利用に先立って行なう健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
（５）サービスの利用にあたり、持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

（事故発生時の対応）
第11条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅支援事業者、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、事故が発生した場合にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずるものとする。
３　事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等、利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合には、速やかにその損害を賠償するものとする。ただし事業所の故意又は過失によらない場合を除く。

（緊急時の対応方法）
第12条　職員は、短期入所サービス実施中に利用者の病状・状態に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関に連絡し適切な処置を行なうこととする。

主治医に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとする。

２　職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

（身体的拘束及び行動制限）

第13条　事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

２　緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第14条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定）

第15条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を３カ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を整備する。
（３）事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施する。

（非常災害対策）
第17条　管理者は、自然災害、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。
２　前項の実施について、少なくとも年２回以上の避難訓練を実施することとする。

（反社会的勢力とは）
第18条　反社会的勢力とは暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものをいう。

（反社会的勢力の理念）
第18条の2　事業者は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とする。
２　暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行なうものとする。

（反社会的勢力排除のための事業者の役割）
第18条の3　事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

（その他運営にあたっての重要事項）
第19条　事業者は社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に短期入所生活介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。
なお、研修は次のとおり設けるものとする。

①　採用時研修　　採用後１か月以内に実施

②　継続研修　　年２回以上実施

２　職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員としての雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行なうこととする。

３　事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行なうとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行う。

４　事業者は、提供した短期入所サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、別表１により必要な措置を講じることとする。

附　　則（平成11年8月3日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附　　則（平成12年3月30日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附　　則（平成12年10月31日）

この規程は公布の日から施行し、平成12年7月1日より適用する。

附　　則（平成14年5月23日）

この規程は公布の日から施行し、平成14年4月1日より適用する。

附　　則（平成15年3月28日）

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附　　則（平成17年1月28日）

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附　　則（平成17年9月16日）

この規程は平成17年10月1日から施行する。

附　　則（平成18年3月28日）

この規程は平成18年 4月1日から施行する。

附　　則（平成20年3月27日）

この規程は平成20年 4月1日から施行する。

附　　則（平成20年5月27日）

この規程は改正の日から施行する。

附　　則（平成26年2月26日）

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附　　則（平成26年9月17日）

この規程は平成26年9月17日から施行する。

附　　則（平成31年3月14日）

この規程は平成31年3月14日から施行する。

附　　則（令和6年3月6日）

この規程は令和6年3月6日から施行する。

附　　則（令和6年10月30日）

この規程は令和6年10月30日から施行し、令和6年8月1日より適用する。

別表１（第１３条関係）

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	特別養護老人ホーム　七川荘
申請するサービスの種類	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

措　置　の　概　要
１　利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者の設置状況
苦情担当窓口を次のとおり設置する。 ①　窓口設置場所　新潟県十日町市上山己２７３９番地 「特別養護老人ホーム七川荘」２階事務室 電話番号　０２５－７６３－２６６９ ②　窓口開設時間　午前８時３０分から午後５時３０分まで ③　対応者　生活相談員 ④　その他　午後５時３０分以降についても、当施設の緊急連絡網により対応する。
２　円滑かつ迅速に苦情処理を行うため処理体制及び手順
①　相談及び苦情の対応 相談又は電話があった場合、原則として事業管理者が対応する。 事業管理者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を管理者に直ちに報告する。 ②　確認事項 相談又は電話について、次の事項について確認する。 ⇒相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名（利用者が分かる場合）、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項 ③　相談及び苦情処理期限の説明 相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明する。 ④　相談及び苦情処理 概ね次の手順により、相談及び苦情について処理する。 ア　事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のため会議を開催する。 イ　サービスを提供した者からの概要説明。 ウ　問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてデスカッションを行う。 エ　文書により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行ったうえ、文書を渡す。 オ　苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで利用者を担当する居宅介護支援事業者及び国民健康保険連合会に対して報告を行い、更なる改善点について助言を受ける。 カ　事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。
３　その他参考事項
サービス提供にあたり、利用者から苦情があがらないよう提供マニュアルにおいて接遇などについて徹底するほか、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心掛けるよう、職員指導を行う。 苦情まで至らないケースであっても、利用者から希望や相談などあった場合、事例検討会などでの検討材料とし、以後のサービス提供に資するよう、工夫する。 また、提供者・利用者双方が気持ちよくサービスを利用できるよう、職員の心身の健康管理にも充分配慮する。